本校教員に対する懲戒処分について

このたび、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

- 1. 処分年月日 令和3年1月14日
- 2. 被処分者 教員(40歳代)
- 3. 処分の内容 諭旨解雇

4. 処分の概要

被処分者は、青少年健全育成条例違反により略式起訴され、略式命令(罰金)を受けた ものである。

当該教員の行為は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則第47条第八号で規定する「第36条の遵守事項に違反した場合」及び同規則第47条第九号に規定する「その他、この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合」に該当し、諭旨解雇処分としたものである。

5. 校長コメント

本校の教員に対して、本件懲戒処分を行う事態になったことは、誠に遺憾であり、慙愧に堪えません。関係各位にご迷惑をおかけしたことを心から深くお詫び申し上げます。

本件行為は本校の教員として許される行為ではなく、厳正な処分を実施いたしました。 本校としては、このことを真摯かつ厳粛に受け止め、再発防止と信頼の回復に全力をあ げて取り組んでまいります。

> 独立行政法人国立高等専門学校機構 一関工業高等専門学校長

吉田正道

[問い合わせ先]

一関工業高等専門学校 総務課長 (TEL 0191-24-4703)